

安全保障理事会決議 2220 (2015)

2015年5月22日、安全保障理事会第7447回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を想起し、最近の武力紛争の多数において最も頻繁に用いられた武器としての小型武器の重要性に留意しそして小型武器の極端な蓄積と不安定にさせる効果が、女性、子ども、難民、国内避難民およびその他の脆弱な集団を含む、文民を危険にさらす可能性を有していることを強調し、

1196 (1998)、1209 (1998)、1467 (2003) および 2117 (2013) の安保理諸決議、2012年4月25日の (S/PRST/2012/16)、2010年3月19日の (S/PRST/2010/6)、2009年1月14日の (S/PRST/2009/1)、2007年6月29日の (S/PRST/2007/24)、2005年2月17日の (S/PRST/2005/7)、2004年1月19日の (S/PRST/2004/1)、2002年10月31日の (S/PRST/2002/30)、2001年8月31日の (S/PRST/2001/21) および 1999年9月24日の (S/PRST/1999/28) 安保理議長の諸声明、並びに武力紛争下の文民の保護、女性と平和および安全そして武力紛争下の子どもに関するものを含む、安保理のその他の関連諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

国際連合憲章の第51条で認められた個別的小および集団的自衛の権利並びに全ての諸国の合法的な安全上の要求が、十分に考慮されるべきことを強調し、そして小型武器は、合法的な治安上の、スポーツ用のそして商業的な理由のために国家により売買され、製造されそして保持されていることを認識し、

本決議は、安保理が命じた武器禁輸に関するものを含む、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に焦点を絞っていることに留意し、

世界の多くの地域において小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、国際の平和および安全に対する脅威を与え続け、生命の著しい損失の原因となり、不安定と危険に寄与しそして国際の平和および安全に対するその主要な責任を果たすことにおける安全保障理事会の有効性を損ない続けていることを深刻に懸念し、

文民が、武力紛争の状況における犠牲者の圧倒的多数を占め続けていることに安保理の深い哀惜の念をくり返し表明しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、武力紛争をあおりまたとりわけ女性および女兒に対して行われた暴力の過剰な影響並びに性的およびジェンダーに基づく暴力を悪化させることを含む、武力紛争における文民の安全に関する、広範囲な人権の否定、人道的、開発および社会経済的結果を有していることに、深刻な懸念をもって留意し、

とりわけ武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用、並びに国際法に違反した彼らの再勧誘、殺害および障害、レイプおよび他の性的暴力、拉致、学校や病院に対する攻撃の故の、武力紛争における子どもに対する小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の有害な影響を深刻に懸念し、

1949年のジュネーブ諸条約および1977年のその追加議定書、並びにあらゆる状況において国際人道法を尊重しまた尊重を確保する義務を想起し、

国際の平和および安全に対する、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用により与えられた脅威および武力紛争における文民に対するひどい影響を防止する国家の責任を強調し、そして武力紛争の当事者が、文民の保護を確保するための実現可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認しそして国家が、関連する国際法により規定されたように、自国領域内そしてその管轄権の対象となる全ての個人の人権を尊重しそして確保する主要な責任を負っていることを想起し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、重大な犯罪をもたらしてきたことを認識し、国際人道法の深刻な違反および人権の深刻な違反と侵害に対する刑事責任の免除に対する安保理の強い反対の立場を表明しそして刑事責任の免除を終わらせまた戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪または国際人道法のその他の重大な違反に責任を有する者を徹底的に捜査しそして訴追するその関連義務を遵守する国家の責任は、国際法の下でのその義務と一致することをこの文脈で強調し、

ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護する責任に関するその第138と139項を含む、武力紛争における文民の保護に関する2005年世界サミット成果文書の関連規定を再確認し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することを目的とした国際連合による取組は、政治的、安全上の、開発、人権および法の支配の活動の間の一貫性を組み入れまた強化しそして紛争の根本原因に対処し、共同体の安全を強化しそして武器を用いた暴力をやわらげる包括的なまた統合された対処方法の一部であるべきことを認識し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に起因する危険は、紛争予防、紛争後の平和構築、紛争から抜け出しつつある諸国における平和の定着そして教育の、健康を得るそして経済的な機会を含む、紛争後の開発に悪く影響することを認識し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対抗することにおける安保理が命じた武器禁輸の重要な貢献を認め、そして専門家グループ、その職務権限の範囲内での平和維持活動およびその他の関連する国際連合組織の間の起こりうる武器禁輸違反の情報共有を改善する必要性に留意し、

安保理が命じた武器禁輸の目的と物理的な安全と貯蔵の管理実行並びに国境の安全の向上を改善しつつ、武装解除、動員解除および再統合に関するものを含む、関連する加盟国または国際連合組織、政府間、地域的なまた準地域的な機構による地域におけるその他の取組の全体的な目的と合わせることの望ましさを認識し、

安保理が命じた武器禁輸を伴って、加盟国または地域に位置する国際連合平和維持活動およびその他の関連する安保理が命じた組織が、安保理が必要であるとみなした場合、武器収集、武装解除、動員解除および再統合計画、物理的な安全および貯蔵管理慣行の向上、記録の維持および追跡能力、国の輸出入管理制度の開発、国境の安全の向上および司法機関と法執行能力の強化の分野で受入国政府のために適切な専門知識と能力構築で支援できることをくり返し表明し、

国際的なテロリズム、越境組織犯罪、薬物取引、資金洗浄、その他の違法な金融取引、小型武器の違法な仲介および武器取引の間の密接な関係、そして多くの紛争をあおりまた悪化させる主要な要因としての天然資源の違法な搾取、そのような資源の違法貿易そして武器の取引の拡散の間の結び付きに懸念をもって留意し、

小型武器の違法な取引が、テロリズムと違法な武装集団を援助できそして越境組織犯罪のレベルを

上げることができることを強調しそしてそのような違法な取引が、女性と子どもを含む文民を傷つけ、不安定と長期の統治の課題を創り出しそして紛争解決を複雑にすることを強調し、

決議 1325 (2000) に沿って、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対抗することに関連したあらゆる取組に女性の完全且つ効果的な参加の最重要性を強調し、

国際連合平和維持活動要員の安全と警護そして平和維持の任務を実施するその有効性、また人道支援要員の安全と警護そして人道援助の効果的な提供に対して小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用により与えられた継続している脅威に懸念を表明し、

国連セーフ・ガード計画の下で策定された国際的な弾薬の技術的指針 (IATG) および武器と弾薬の貯蔵管理慣行における国際的な小型武器規制基準 (ISACS) のような自発的な指針の適用を通したものを含む、地球規模のまた地域的な基準に従った、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を防止する重要な手段としての小型武器と弾薬の効果的な物理的安全と貯蔵の管理の価値を認識し、

加盟国、特に紛争中および紛争後の状況にある諸国による、小型武器にマーキングすることと追跡することは、適用可能な武器禁輸の違反を探知しそして貯蔵管理の弱点を特定することに役立つことができることに留意し、

2014 年 12 月 24 日の武器貿易条約の発効を認め、同条約への多数の署名国および締約国の数の増加に留意し、そしてそれが、人が苦しむことを減らしそして協力を促進しつつ、国際の平和、安全および安定に果たすことができる重要な貢献を期待し、

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約および銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書を含むその議定書、あらゆる側面における小型武器の非合法取引の防止、除去及び撲滅を目的とする行動計画、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対抗する非常に重要な文書としての、時宜を得た、信頼し得る方法による非合法小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめるための国際文書の重要性と中心的役割を再確認し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用により与えられた国際の平和および安全に対する脅威に対処することにおいて加盟国、政府間、地域的および準地域的機構により為された取組に感謝しつつ留意し、またそのような取組を支援することにおける市民社会の著しい役割に留意し、

「小型武器」と表題の付いた 2015 年 4 月 27 日の安保理への事務総長報告書 (S/2015/289) を歓迎し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を予防するための、その他の現行の過程の支援を含む、既存の措置を実施しそして現実的な措置を更に講じる安保理の決意を表明し、

1. 小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することにおいて、加盟国、地域的および準地域的機構により為された取組を歓迎し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の防止、除去および撲滅を目的とした、準地域的および地域的な協力、調整並びに情報共有制度、とりわけ、国境税関協力および情報共有のためのネットワーク、の設立または適当と認められる場合に強化を奨励する。

2. 小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、紛争をまねきそして文民の保護についてひどい影響を有していることをくり返し表明し、武力紛争の全ての当事者が、国際人道法、国際人権法および国際難民法の下で自らに適用可能な義務を厳格に遵守するという安保理の要求をくり返し表明し、そして文民の犠牲者を避け、一般住民を尊重しそして保護するあらゆる必要な措置を講じる当事者の必要性を強調する。

3. これに関連して、人道支援要員、施設および救援移送品を尊重しそして保護する国際人道法の下での義務を遵守するという、また人道援助関係者への小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の悪影響を根絶するための措置を講じるという、そして救済移送品、装備および要員の安全な、迅速なそして妨害のない通過を促進するためあらゆる必要な措置を講じるという武力紛争の当事者への安保理の呼びかけを再度強調する。

4. 国際連合平和維持活動およびその他の安保理が命じた組織の職務権限を審議しまたは更新する場合、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に関連した問題に然るべき考慮を払い続

ける安保理の意図を表明し、そしてこれに関連して、事務総長に対し、適当と認められる場合に、できるだけ早い段階で、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対抗することに貢献できる国際連合組織の能力を特定することを考慮すること、戦略的評価および技術的評価派遣団におけるこれらの組織が関与することを考慮することそして武器収集、武装解除、動員解除、および社会復帰計画、物理的安全と貯蔵管理慣行を向上させること、記録の維持および追跡能力、国の輸出入管理制度の開発、国境の安全の向上および司法機関と法執行能力の強化において受入国政府を支援することを含む、これに関連した国際連合関与のための選択肢を提示することを奨励する。

5. 加盟国、適当と認められまた負託された場合、国際連合平和維持活動およびその他の安保理が命じた組織、そして政府間の、地域的なそして準地域的な機構が、小型武器の安全且つ効果的な管理、貯蔵、安全、マーキング、貯蔵の記録維持および追跡、並びに余剰の、押収された、刻印のない、または不法に所持された武器や弾薬の収集および／または廃棄を確保するため、要請に基づいた、政府の能力構築を支援する立場にあるかもしれないことを強調しそしてそのようにする立場にある加盟国および政府間の、地域的なそして準地域的な機構に対し、小型武器の違法な譲渡の追跡および探知を改善するであろう検査技術、並びにそのような技術の移転を促進する措置を含んで、これらの任務を実施することにおいて要請に基づいて支援を与えることを奨励する。

6. 国際連合に対し、兵器収集および武装解除、動員解除および再統合計画の一部として集められた兵器の、安全な貯蔵、マーキングおよび廃棄に関連した、加盟国の模範例を集めそして共有することを奨励する。

7. 兵器収集と武装解除、動員解除および社会復帰計画の有効性は、元戦闘員に対する持続可能な機会の提供によってまた国民が安全で安心であると感じる包括的な環境を育成する国家機関の能力によって、特に、決まることを認識する。

8. その国境の範囲内の公共の安全と法の支配を拡大し、専門的な、効果的且つ責任ある治安要員を訓練する国家の能力を改善することにまた兵器の貯蔵管理、物理的な安全、マーキング、記録維持と追跡のための適切な手続を策定する国家を支援することにおける治安部門改革の重要性を強調する。

9. 安保理が命じた武器禁輸の実施を監視する安保理の責任を再確認しそして必要な場合には、と

りわけ専門職員の配属、武器禁輸を効果的に監視するため関連する国際連合ミッションへの監視部隊を通したものを含んで、武器禁輸監視手続を強化する、適切な措置を講じる安保理の意図を再確認する。

10. 小型武器の違法な製造および不正取引または承認されていない受け取り者へのその迂回を予防するため、その管轄権の区域内で小型武器の製造についてまたそのような兵器の輸出、輸入、通過または再転送について、効果的な取締を行使する適切な法、規則および行政手続を、それが存在しない場合には、導入する加盟国の必要性を認識する。

11. そうする立場にありまた適当と認められる場合に、加盟国、関連する国際連合組織、政府間、地域的および準地域的機構に対し、潜在的に影響を受けた国および制裁委員会と平和維持活動を支援している専門家グループを含む関連する国際連合組織と共に、怪しい商人と取引ルートについて協力し且つ情報を共有し、小型武器の金融取引や仲介活動、またはその迂回並びに小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に関するその他の情報を疑うことを促す。

12. 自国の国内法に従って、自国の管轄権の下で生じている小型武器の仲介を規制するため、ブローカーに仲介に関与する前に登録するかまたは書面による承認を得ることを求める措置を含む、措置をまだ講じていない加盟国に対し、そうすることを促す。

13. 安保理が命じた武器禁輸が、明確に確立された目的と適用可能な安保理決議の条件に従って、目的が果たされた場合に武器禁輸を撤廃することを目的として措置の定期的な再検討のための規定を有することをくり返し表明し、部分的または完全な終了、武器禁輸の中止または調整を審議する場合、安全保障理事会は、適当と認められる場合に、特に、物理的安全および貯蔵管理慣行を適用し、マーキングを実施し、保持と追跡を記録し、国の輸出入規制制度を策定し、国境の安全を向上し、そして司法機関と法執行機関の能力を強化する、武器禁輸の対象となっている加盟国の能力を考慮すべきことを認め、そして安保理に命じられた武器禁輸の対象となっている加盟国による、武器禁輸の終了または調整のために安保理により設定された条件を満たすことに向けた進展を評価しそしてこれらの加盟国またはその地域に対する国際連合およびその他の技術的援助に関する選択肢と勧告を提供する評価使節団の実行を歓迎する。

14. 制裁委員会が決定することを負託されている場合、武器禁輸に対する例外が正当化されるなら

ば、国際連合通常兵器登録制度に対して自発的に提供された小型武器、政府による武器および関連軍需品の自衛と治安上の必要性、以前承認された例外に基づいて受領された武器および関連軍需品の量、その貯蔵の条件、並びに可能な場合には、武装解除、動員解除および再統合計画を通して破壊された武器および関連軍需品の量、に関する情報を含む、既存の保有物に関する情報の恩恵を被ることができることに留意する。

15. 制裁委員会に対し、武器禁輸の実施に関する、特に同地域の加盟国との、並びに国際的な、地域的なまた準地域的な機構およびその他の利害関係者との、同委員会との会合に招請することによるものまた全ての関係のある加盟国に対する公開の概況説明の議長を務めることによるものを含んで、対話を維持することを奨励する。

16. 加盟国に対し、女性と子どもについての小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の影響を、特に、性別および年齢により構成要素に分けられた資料の収集を強化することおよび適切なまた効果的な国の危険評価基準を策定することを通して、理解を深めることを奨励する。

17. 加盟国、国際連合組織、政府間の、地域のそして準地域の機構に対し、小型武器の違法な譲渡の積極的な役割を果たす者になる女性の危険をやわらげるため、女性の安全、機動性、経済活動および機会に関する紛争や紛争後の環境の具体的影響を、考慮することを求める。

18. 加盟国、国際連合組織、政府間の、地域的なまた準地域的な機構に対し、あらゆる側面における小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用と闘いそして根絶するための、あらゆる政策決定、計画立案および実施過程における女性の完全且つ意味ある参加を促進するさらなる措置を講じることを促し、そしてこれに関連して、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に関連した取組の計画と実施に参加するため、適切な場合には、能力構築取組を通して、女性の地位と能力を向上させることを奨励し、そして武装解除、動員解除および社会統合並びに司法および治安部門改革取組のための計画立案に関与した全ての者に対し、軍および武装集団と関係を有する女性と子どもの特別な必要性を、女性の参加を得て、考慮すること、そしてこれらの計画への彼女たちの完全なアクセスを、特に、適切な場合には、女性組織を含む、市民社会との協議を通して、提供することを求める。

19. 国家は、テロリストへの、小型武器を含む兵器の供給を根絶するものとするという安保理の決

定並びに武器の取引に関する運用情報の交換を強化することや加速することの方法を見つけそして国の、準地域の、地域のまた国際的なレベルでの取組の調整を高めるという安保理の呼びかけを再確認する。

20. 文民および非軍事的目標を標的とする武装集団や犯罪ネットワークに対する小型武器を含む、武器および弾薬の違法な譲渡や販売を防止することの重要性を認識しそしてそのような譲渡が、紛争を悪化させるかまたは国際人道法の重大な違反や人権の重大な違反や侵害の関与を促進し得ることを強調する。

21. 国家に対し、可及的速やかに武器貿易条約の批准または加入を考慮することを促しそして条約の義務を履行することを当事国に可能にするため能力構築における支援を与える立場にある国家、政府間の、地域のそして準地域の機構に対し、そのようにすることを奨励する。

22. 安保理が命じた武器禁輸の国の実施を改善することおよびとくに譲渡管理制度、物理的安全および貯蔵管理、記録保持並びに小型武器と関連軍需品の違法市場への迂回防止に関連した、国家による国のまた地域の能力構築を支援することを国際連合平和維持活動並びにその他の関連する安保理が命じた組織に命じていることは、締約国による武器貿易条約のより効果的な実施に貢献する可能性があることを認識する。

23. 締約国による武器貿易条約の国の報告規定の実施は、小型武器の譲渡の透明性を増すことに貢献できそして小型武器の違法な譲渡および不安定にさせる蓄積に対抗することに関連した国際連合活動を知らせることができたことに留意する。

24. 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約および小火器、その部品と構成物および火薬の違法な製造と取引防止に関する議定書を含む、その議定書への加入を考慮しそして実施することをまだしていない国家に対し、そうすることを奨励する。

25. 小型武器の違法な譲渡を防止し、除去しそして根絶することにおける本当の進展を果たすために、小型武器の迂回を防止することについてその中に含まれた措置を適用することに特別な注意を払いつつ、国の、地域のそして国際的なレベルでの、あらゆる側面で小型武器の違法な取引を防止し、闘い、

根絶するための国際連合行動計画および時宜を得た方法による非合法小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめるための国際文書の、国家による完全かつ効果的な実施の必要性を強調する。

26. 事務総長に対し、国別の状況についての安保理への報告書と説明に、難民、国内避難民、女性、子どもおよびその他の脆弱な集団へのそのような集団に対する具体的な情報を含む、武力紛争における文民の保護についての、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の影響に関するより包括的で詳細な情報と勧告を含めることを要請する。

27. 事務総長に対し、武力紛争下の文民の保護に関する彼の次の報告書に部分項目として武力紛争下の文民の保護に関する小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の影響に関する情報と勧告を含めることを要請する。

28. 安保理が武器禁輸を維持している国家または地域に関連した国家や地域で活動している関連する何らかの国際連合機関が、当該武器禁輸の実施と遵守監視における関連する制裁委員会、専門家グループおよびその他の国際連合組織の活動に対する最善の支援を提供することを指示するという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明し、そして事務総長に対して、小型武器に関する彼の次の報告書で、武器禁輸の実施と遵守監視並びに受入国家、制裁委員会および専門家グループに対する支援と専門知識の提供に関する負託された任務の実施を指導するために、国際連合平和維持活動およびその他の安保理が命じた組織により用いられることができた最善の慣行と取極を、審議しそして提出することを要請する。

29. 事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する彼の年次報告書並びに子どもと武力紛争に関する彼の国別報告書に既存の職務権限の範囲内で適合する範囲まで、子どもに対する小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の影響に関する関連情報と勧告を含めることを要請する。

30. 諸決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従って設立された委員会および分析支援および制裁履行監視チームに対し、その既存の職務権限の範囲内でまた全ての関連する国際連合テロ対策機関と密接に協力して、アル・カーイダと関連のある個人および団体により用いられた兵器の利用しやすさにより与えられた脅威および彼らに対する兵器の供給と取引に集中することを奨励しそして分析支援および制裁履行監視チームに対し、諸決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従って設立された委員会へのそ

の次の定期報告書に、そのような脅威に関する情報を含めることまたそのような脅威に対する反応を高めるための行動に対する勧告を提供することを要請する。

31. テロ対策委員会およびテロ対策委員会事務局（CTED）に対し、その既存の職務権限の範囲内でまた全ての関連する国際連合テロ対策機関と密接に協力して、テロリストにより用いられた兵器の利用しやすさにより与えられた脅威に対処し並びにテロリストへの武器の供給および取引に対抗する加盟国の能力と必要性に集中することを奨励しそして CTED に対し、そのような能力の格差についてテロ対策委員会に対し既存の報告枠組の範囲内で報告すること、また加盟国の能力を強化するための技術的支援を促進する具体的な計画を提供することそしてそのような脅威に対する反応を高めるための行動に対する勧告を提供することを要請する。

32. 事務総長に対し、本決議の実施に関するものを含んで、小型武器に関する報告書を隔年ごとに安保理に提出し続けることを要請し、そして時宜を得たやり方で同報告書を審議する安保理の意図を確認する。

33. この問題に引き続き取り組むことを決定する。